香川県における中小企業の労働事情

―令和2年度中小企業労働事情実態調査報告書―

香川県中小企業団体中央会

はじめに

中小企業団体中央会では、昭和３９年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施してきました。

こうした中、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が本格化した4～6月期の国内総生産（GDP）は、戦後最大の下げ幅となるなど、県内の中小企業においても深刻な影響が出ています。

また、日常生活においても、マスクの着用や、こまめな手洗い、ソーシャルディスタンスの確保等が求められており、時差出勤、オンライン会議、テレワークの導入等職場での働き方も大きく変化しています。

このため、本年度は、従来の調査項目に加えて、高年齢者の雇用、新型コロナウイルス感染拡大による影響等について調査し、調査結果の中からいくつか要点を抽出して報告書を作成しました。

本報告書が、県内中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚です。

最後に、本調査の実施にあたり格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和2年12月

香川県中小企業団体中央会

目　次

調査実施要領
回答事業所の概要
　1．回答事業所数……………………………………………………4
　2．労働組合の有無…………………………………………………4
　3．常用労働者数……………………………………………………5
　4．女性常用労働者数………………………………………………5
　5．パートタイマー比率……………………………………………6

調査結果の概要
1．経営状況………………………………………………………………6
　（1）経営状況
　（2）主要事業の今後の方針
　（3）経営上の障害
　（4）経営上の強み

2．労働時間………………………………………………………………9
　（1）週所定労働時間
　（2）月平均残業時間

3．有給休暇………………………………………………………………10
　（1）年次有給休暇の平均付与日数
　（2）年次有給休暇の平均取得日数
　（3）年次有給休暇の平均取得率

4．新規学卒者……………………………………………………………12
　（1）新規学卒者の採用計画
　（2）新規学卒者の初任給
　・初任給（高校卒）
　・初任給（専門学校卒）
　・初任給（短大・高専卒）
　・初任給（大学卒）

5．高年齢者の雇用………………………………………………………18
　（1）６０歳以上の高年齢者の雇用状況
　（2）高年齢者雇用措置として講じた内容
　（3）高年齢者の労働条件
　（4）高年齢者就業確保措置新設についての把握状況
　（5）高年齢者就業確保措置のために講じる予定

6．新型コロナウイルス感染拡大による影響…………………………21
　（1）経営への影響
　（2）雇用環境の変化
　（3）労働環境の整備
　（4）雇用維持等のために活用した助成金

7．賃金改定………………………………………………………………23
　（1）賃金改定実施状況
　（2）平均昇給額・昇給率
　（3）賃金改定の内容
　（4）賃金改定の決定要素

調査実施要領

１．調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的に実施しているものである。

２．調査機関

香川県中小企業団体中央会

３．調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

４．調査時点

令和２年７月１日

５．調査対象事業所

６００事業所（製造業・非製造業）

６．調査対象の選定

県内の従業員規模３００人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

７．調査の主な内容

（１）経営状況に関する事項
（２）労働時間に関する事項
（３）有給休暇に関する事項
（４）新規学卒者に関する事項
（５）高年齢者の雇用に関する事項
（６）新型コロナウイルス感染拡大による影響に関する事項
（７）賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

1．回答事業所数　　有効回答数　285事業所

令和２年度調査の回答事業所は、調査対象６００事業所のうち、製造業１３１事業所、非製造業１５４事業所の合計２８５事業所で、回答率は４７．５％であった。（昨年度４４．２％）

産業別構成比

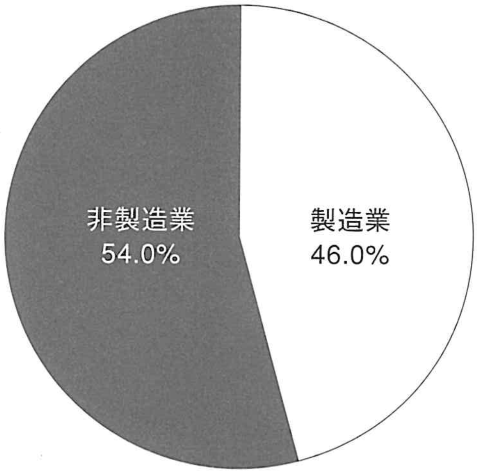

規模別構成比

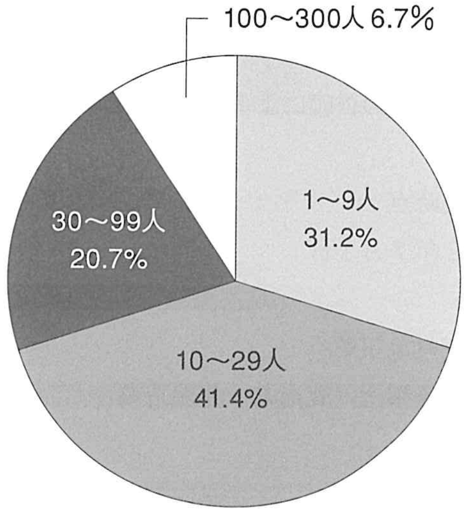

2．労働組合の有無

労働組合のある事業所は、１４事業所であり、香川県内の組織率は４．９％であった（昨年度１３事業所、組織率４．９％）。

労働組合の組織率を規模別にみると、「１００～３００人」が１５．８％と最も高く、次いで「３０～９９人」が１０．２％となっている。

労働組合の有無及び組織率

		事業所数	労働組合の有無		組織率
			ある	ない	
全　国		20,114	1,409	18,705	7.0%
香　川　県		285	14	271	4.9%
規模別	1～9人	89	2	87	2.2%
	10～29人	118	3	115	2.5%
	30～99人	59	6	53	10.2%
	100～300人	19	3	16	15.8%

3. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は8，816人で、内訳は男性6，042人（68．5%）、女性2，774人（31．5%）となっており、女性の構成比が全国平均（29．9%）より1．6ポイント高い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「機械器具」（100．0%）、「金属・同製品」（89．4%）、「窯業・土石」（85．1%）、非製造業では「運輸業」（83．5%）、「建設業」（82．5%）の順で高い。

一方、女性常用労働者比率は、製造業では「繊維工業」（72．1%）、「食料品」（55．3%）、非製造業では「サービス業」（52．4%）で高く、製造業に従事する女性の割合は非製造業に比べて9．1ポイント高い。

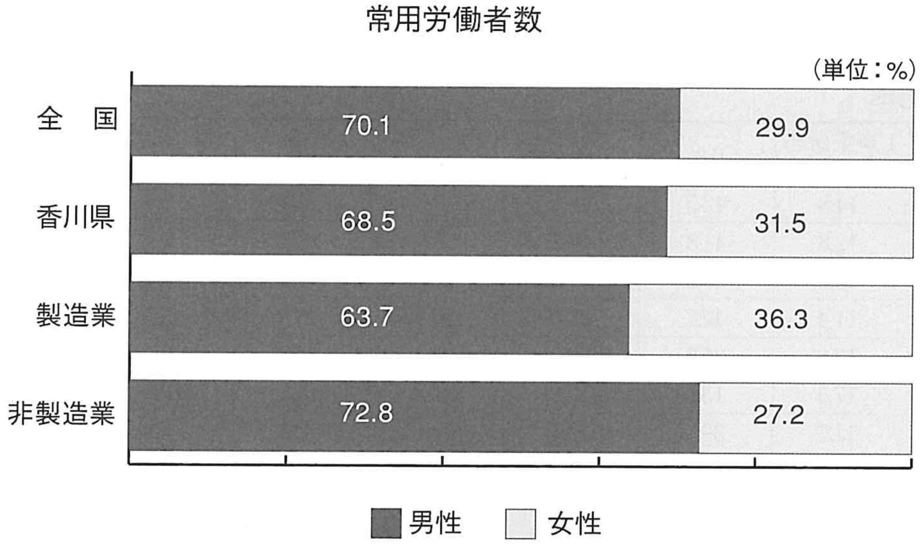

4. 女性常用労働者数

香川県内の女性常用労働者数をみると、「1～9人」が最も多く68．8%、次いで「10～29人」（14.4%）、「30～99人」（9.1%）と続く。

また、1事業所当たりの人数は、9．7人であった（全国平均9．6人）。

業種別にみると、製造業11．4人に対して、非製造業8．3人と、製造業が3．1人多い結果となった。

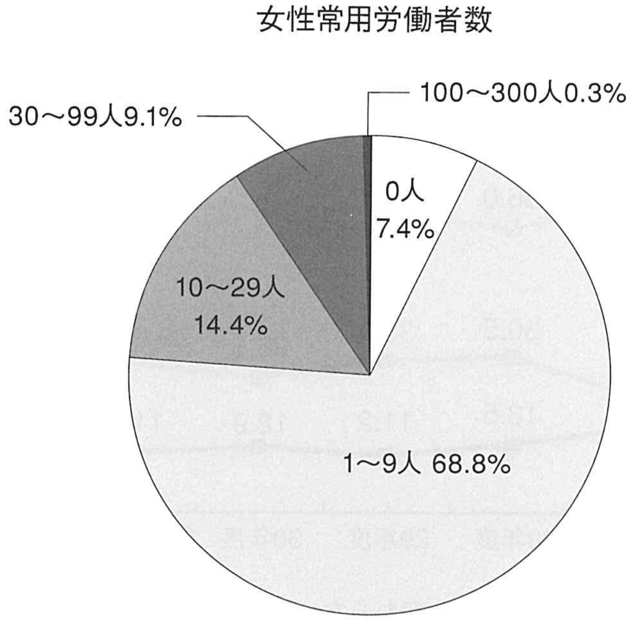

5. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「０％」が４１．８％と最も高く、次いで「１０～２０％未満」（１８．６％）、「１０％未満」（１６．８％）と続いている。

１事業所当たりの比率を規模別にみると、「１００～３００人」の事業所で１７．５％と最も高かった。

全体の平均は、１２．８％であった。

１事業所当たりの比率を業種別にみると、製造業が１１．７％、非製造業が１３．８％で、非製造業の方が２．１ポイント高い結果となった。

パートタイマー比率

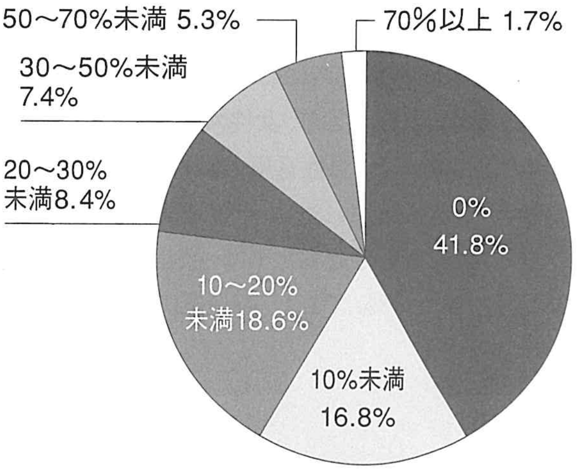

パートタイマー比率

(%)

		1事業所当たりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
全　国		14.8	42.5	18.1	12.3	8.3	8.6	6.2	4.0
香　川　県		12.8	41.8	16.8	18.6	8.4	7.4	5.3	1.7
規模別	1～9人	13.0	60.2	0	12.8	9.0	9.0	6.4	2.6
	10～29人	11.4	42.7	21.0	16.9	8.9	5.7	2.4	2.4
	30～99人	13.8	26.7	30.0	23.3	3.3	6.7	10.0	0
	100～300人	17.5	13.6	18.2	31.8	18.2	13.6	4.6	0
業種別	製造業	11.7	39.7	19.1	22.1	9.2	5.3	3.1	1.5
	非製造業	13.8	43.5	14.9	15.6	7.8	9.1	7.1	2.0

調査結果の概要

1. 経営状況

（1）経営状況

県内中小企業の現在の経営状況は、「悪い」が６５．０％を占め、以下「変わらない」（３０．０％）、「良い」（５．０％）の順となっている。「良い」は前年より６．８ポイント低い結果となった。

また、「悪い」は昨年度より３６．０ポイントと大きく増加しており、経営状況は悪化していると言える。

規模別にみると、「１００～３００人」の「良い」が１５．８％で、次いで「３０～９９人」の「良い」が５．１％、「１～９人」の「良い」が４．５％という結果となった。

経営状況

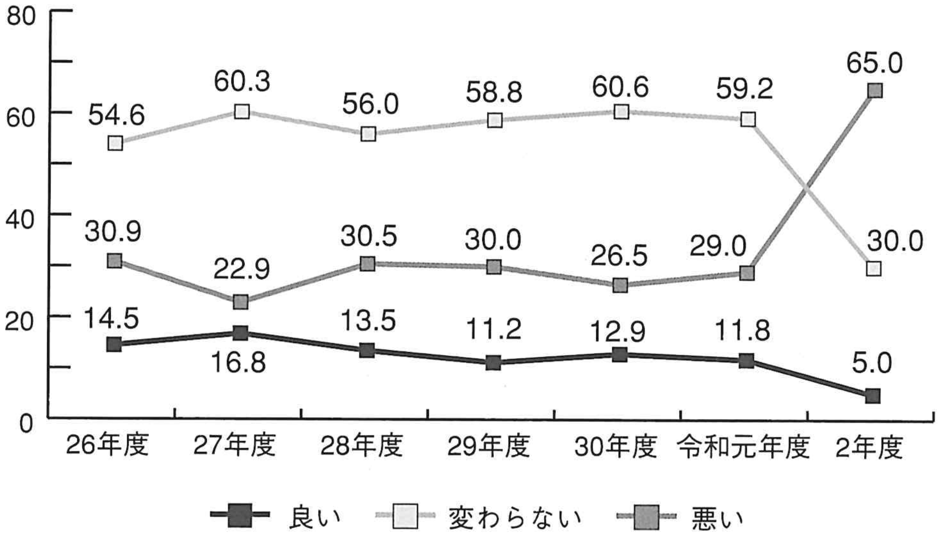

経営状況

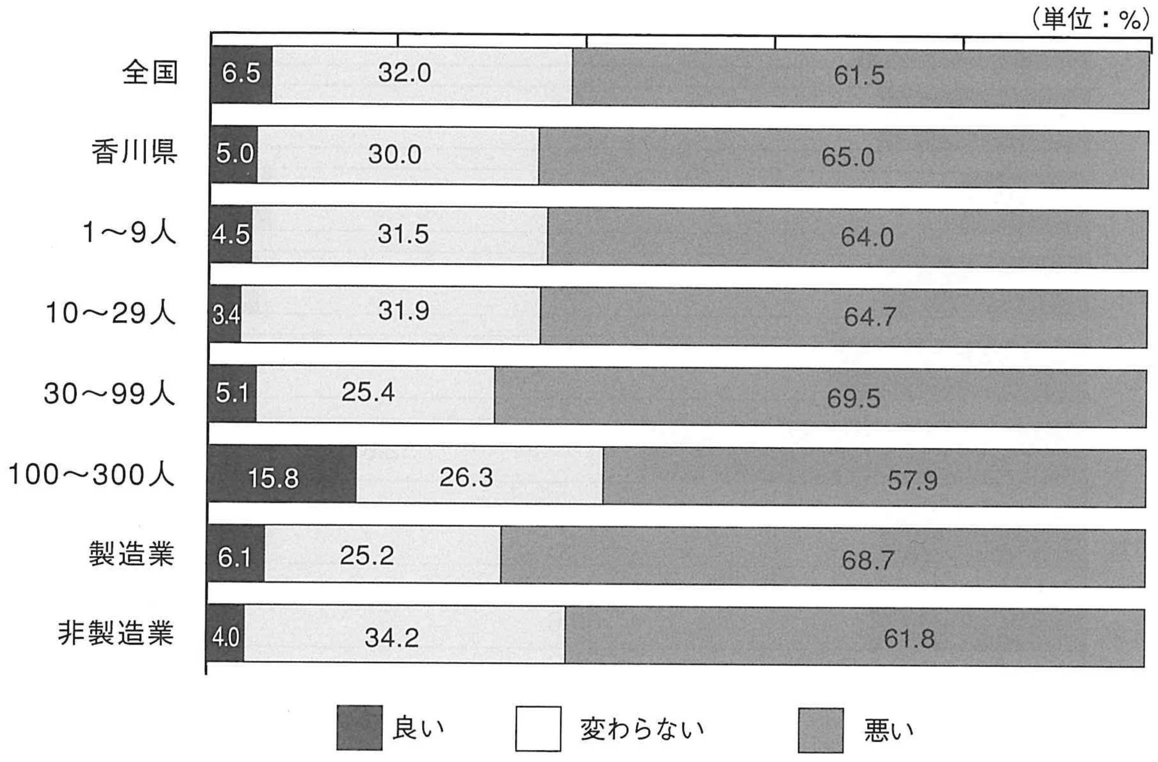

（２） 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が６７．３％と最も多く、昨年度より０．４ポイント高くなった。

「強化拡大」は２２．４％で、昨年度より３．５ポイント低い結果となった。また、「縮小・廃止・その他」は、１０．３％で、昨年度より３．１ポイント高い結果となった。

業種別では、製造業で「強化拡大」を考えている事業所は２１．９％、非製造業では２２．９％であった。一方、「縮小・廃止・その他」は、製造業では１２．５％、非製造業では８．５％であった。

主要事業の今後の方針

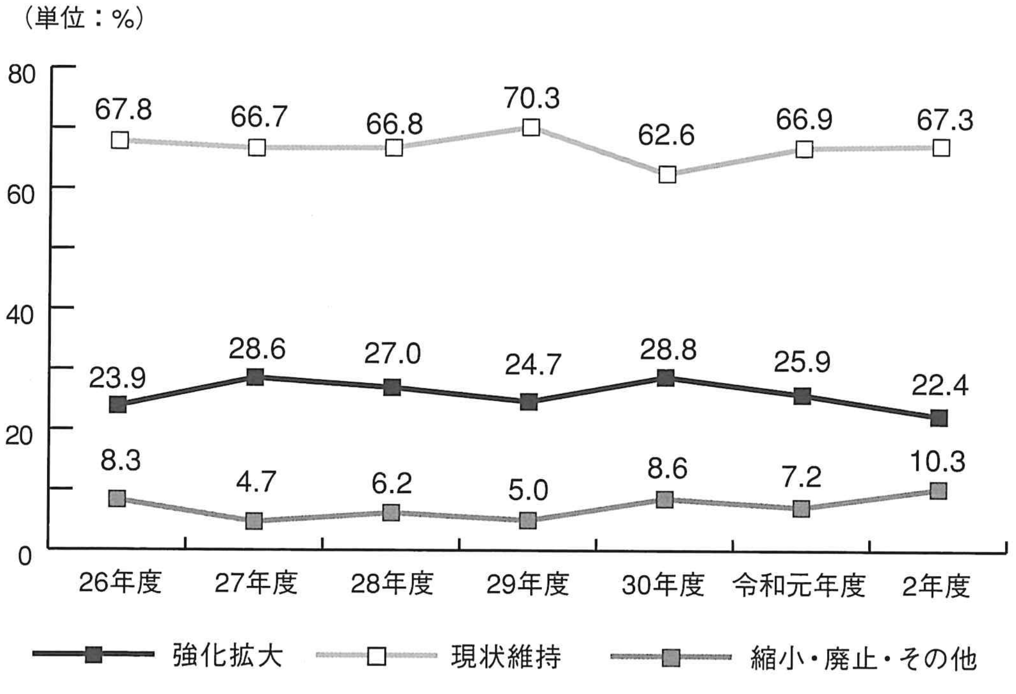

主要事業の今後の方針

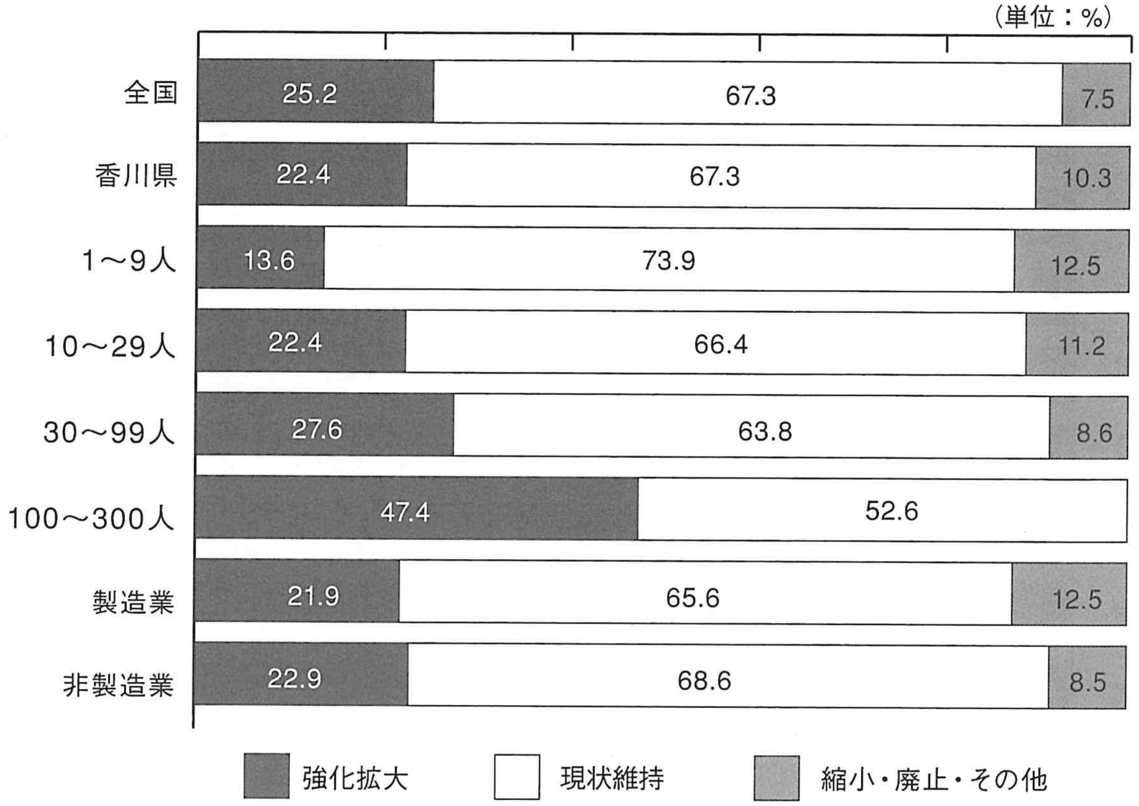

（３） 経営上の障害

中小企業が直面している経営上の障害の今年度の上位３位は､｢販売不振・受注の減少｣(５１.３％)､｢人材不足(質の不足)｣(４８.４％)､｢労働力不足(量の不足)｣(２３.８％)､｢同業他社との競争激化｣(２３.８％)で占められている。

また､｢販売不振・受注の減少｣は、昨年度より２０.８ポイント上昇しており、コロナ禍による経済活動の停滞の影響が見受けられる。

経営上の障害（3項目以内複数回答）

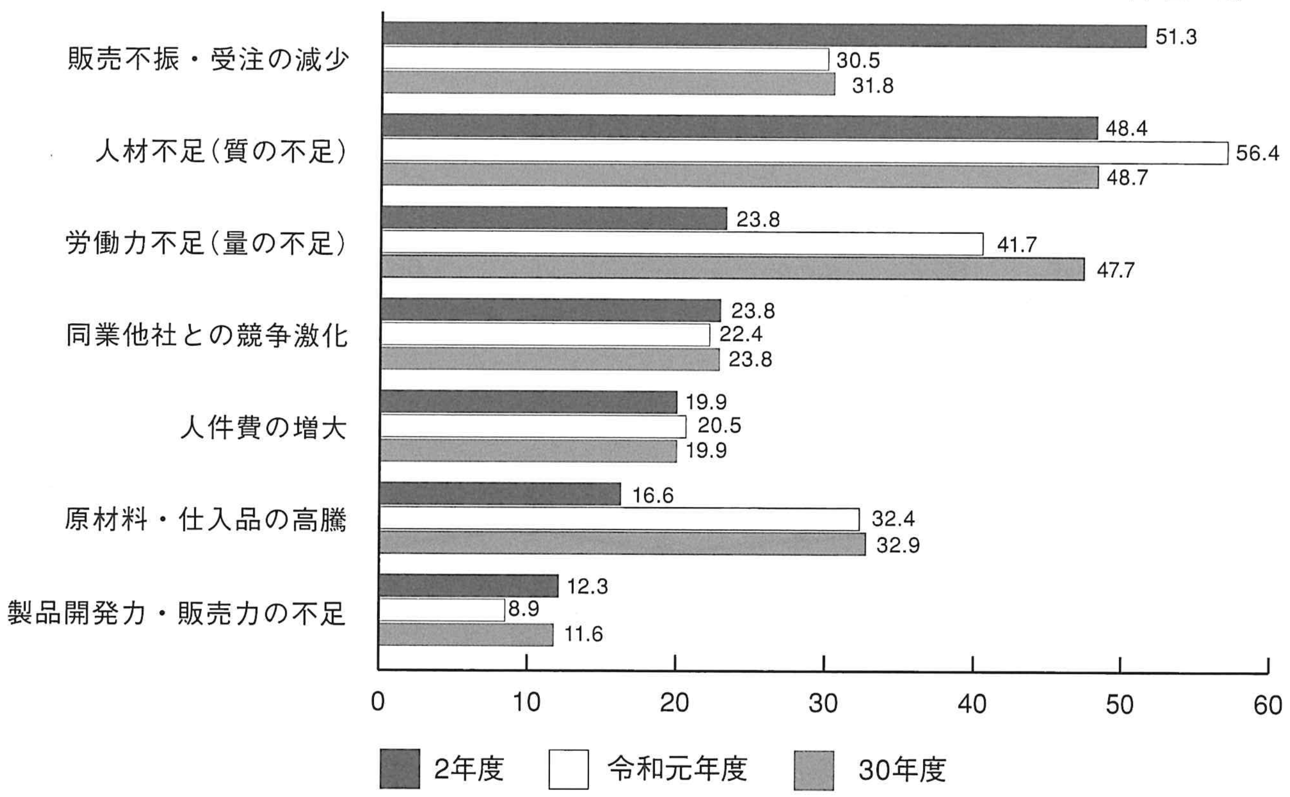

（4）経営上の強み

自社の経営上の強みの今年度の上位３位は、「製品の品質・精度の高さ」（２７.７％）、次いで「組織の機動力・柔軟性」（２５.２％）、「顧客への納品・サービスの速さ」（２４.５％）で占められている。

「製品の品質・精度の高さ」は、昨年度より９．８ポイント高い結果となった。

経営上の強み（3項目以内複数回答）

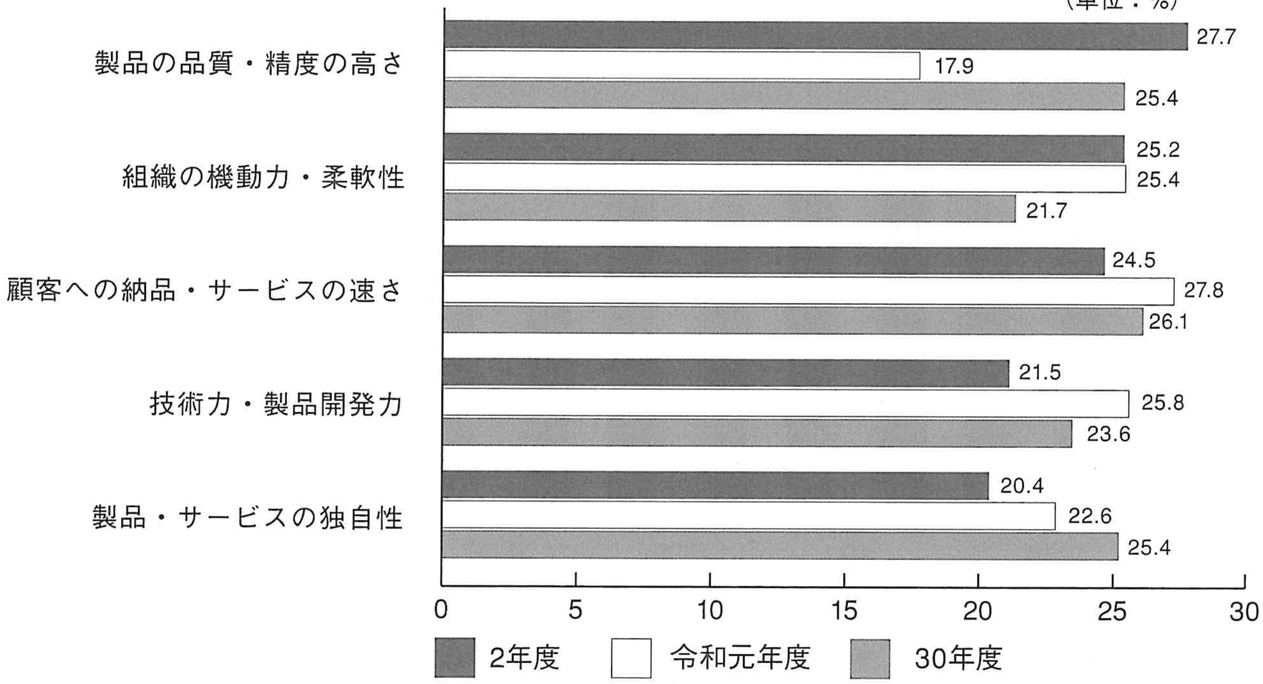

2. 労働時間

（1）週所定労働時間

週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週４０時間」以下を達成した事業所は９０.５%で、前年度と比べて０.６ポイントの増加であった。

「週４０時間」を超える事業所は、業種別にみると、非製造業において未達成の割合が高く、また、規模別にみると、「１～９人」の事業所で割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。

週所定労働時間

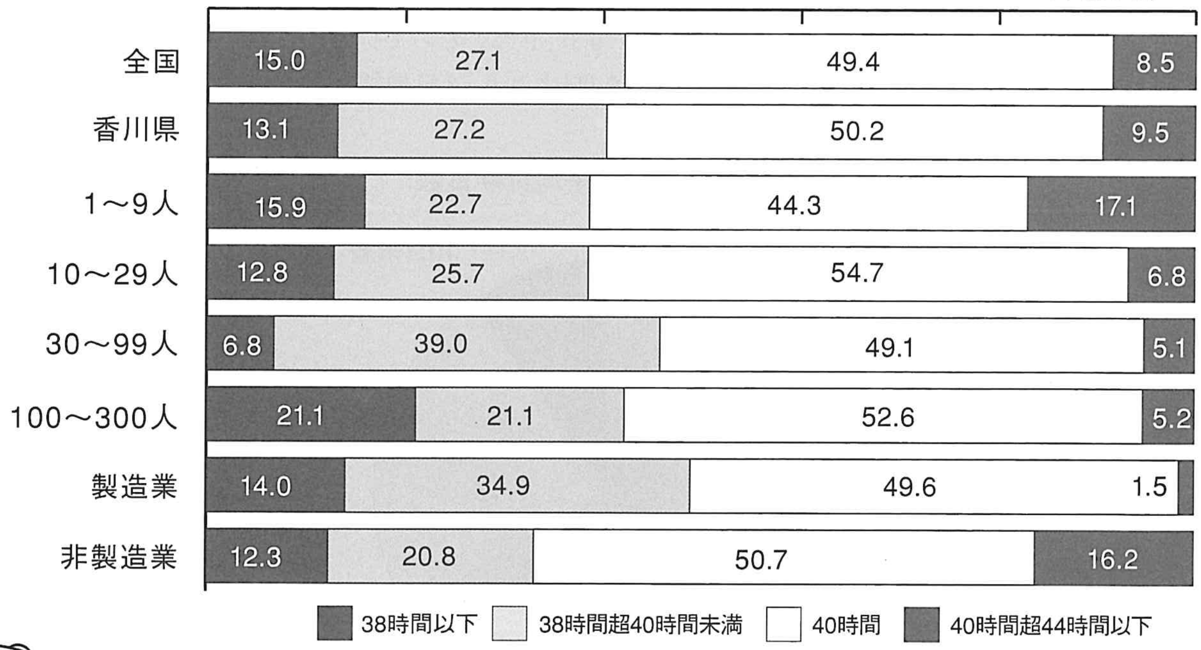

ワンポイントメモ

特例措置対象事業場（週44時間）･･･常時使用する労働者（パート・アルバイト含む。）が１０人未満の①商業 ②映画・演劇業 ③保健衛生業④接客娯楽業の事業所は適用することができます。

（２）月平均残業時間

月平均残業時間は、「１０時間未満」（２４．４％）が最も多く、次いで「０時間」（２３．６％）、「１０～２０時間」（２１．１％）と続く。

従業員１人当たりの月平均残業時間は、１事業所当たり１３．３時間（昨年度１３．８時間）であった。

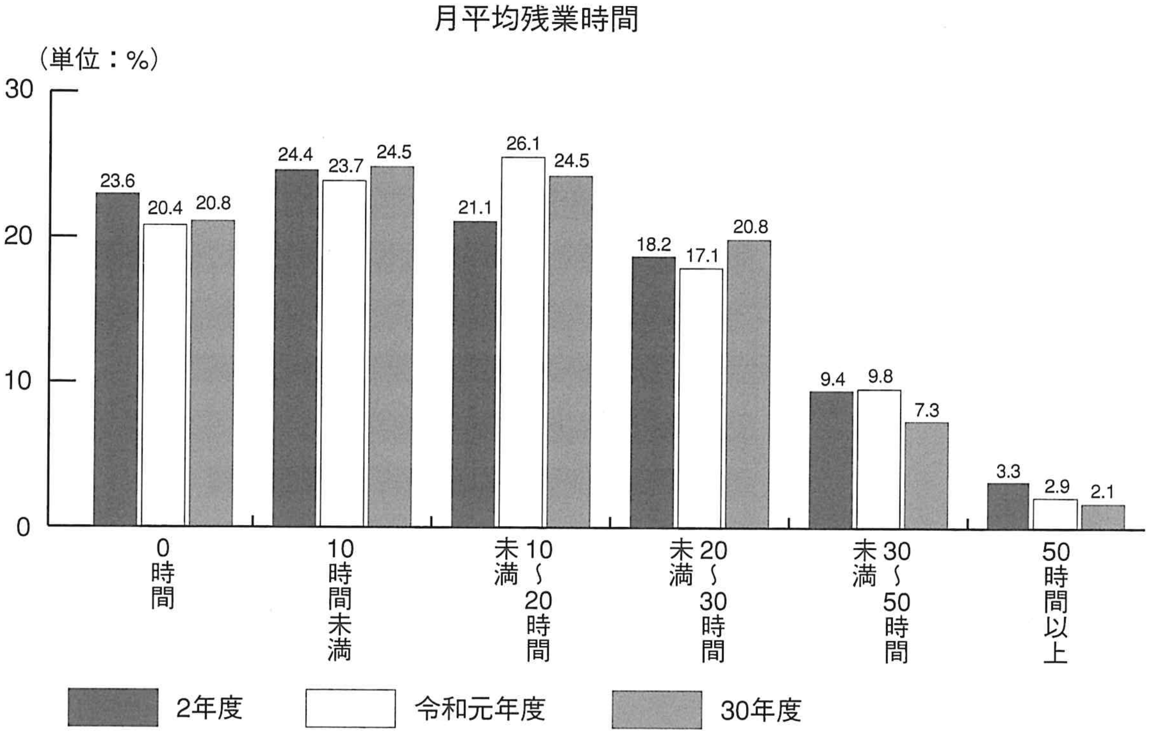

3. 有給休暇

（１）年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「１５～２０日未満」（４８．６％）が最も多く、次いで「１０～１５日未満」（２４．１％）、「２０～２５日未満」（１４．９％）と続く。

年次有給休暇を１０日以上付与している事業所は、９０．０％となっている。

平均付与日数は、１５．２日であり、昨年度（１４．９日）より０．３日増加した。

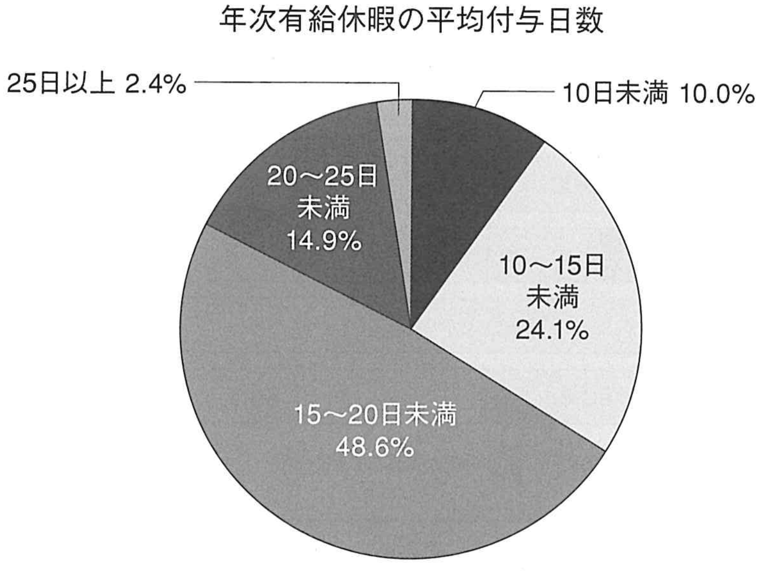

（2）年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、「５～１０日未満」（５８．７％）が最も多く、次いで「１０～１５日未満」（２３．７％）、「５日未満」（８．４％）と続く。

平均取得日数が１０日未満の事業所は、６７．１％となっている。

平均取得日数は、８．１日であり、昨年度（７．４日）より０．７日増加した。

年次有給休暇の平均取得日数

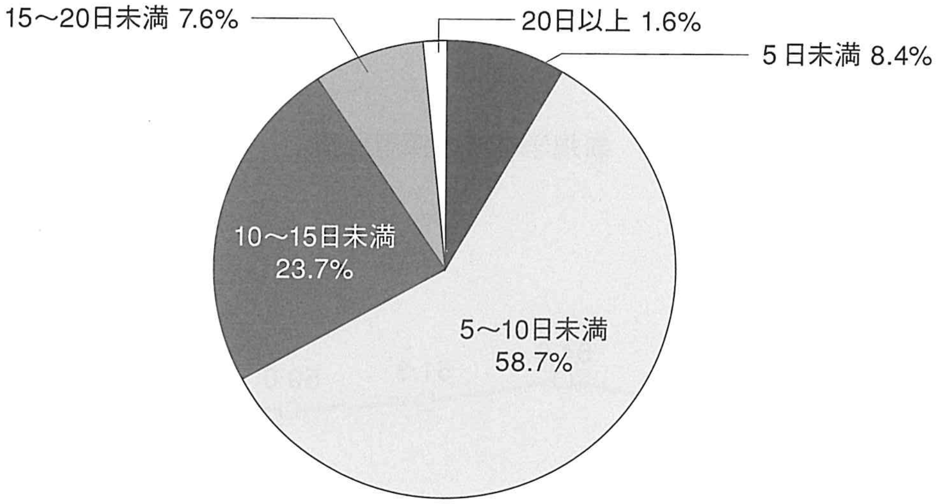

（3）年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率（有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は、「７０～１００％」（３２．５％）が最も多く、次いで「５０～７０％未満」（２６．９％）であった。

「５０％未満」である事業所は、４０．６％であった。

年次有給休暇平均取得率は、５７．５％であり、昨年度（５３．２％）より４．３ポイント増加した。

年次有給休暇の平均取得率

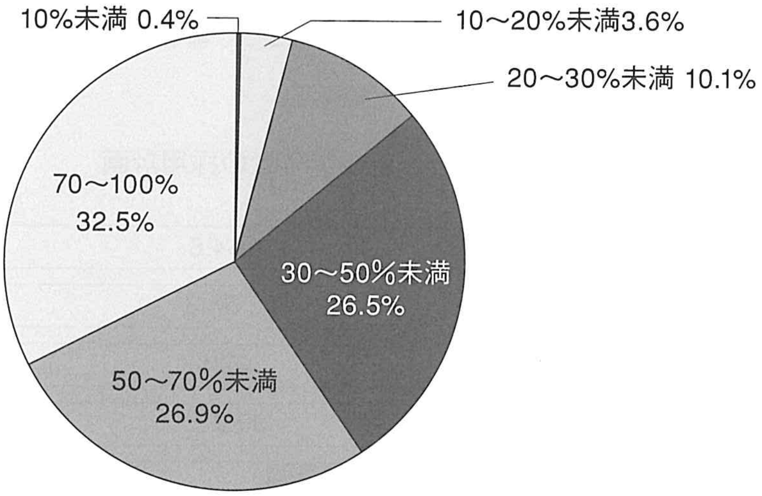

ワンポイントメモ

年次有給休暇･･･労働基準法により、雇入れの日から起算して６ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の８割以上出勤した労働者（パートタイム含む。）に対し、１０日以上を付与することが定められています。

ただし、週所定労働時間３０時間未満、かつ、週所定労働日数が４日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となります。

なお、2019年４月から、全ての企業において、年１０日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年５日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となります。

４. 新規学卒者

（1）新規学卒者の採用計画

令和3年度の新規学卒者の採用計画について、「ある」と回答した事業所は２３．２％で、昨年度より３．９ポイント減少した。

一方、採用計画が「ない」と回答した事業所は、５３．３％と昨年度より２．１ポイント増加している。

規模別に見ると、「１～９人」では「ある」と回答した企業の割合は１２．４％にとどまっている。一方、「１００～３００人」では６３．２％となっており、従業員規模が大きくなるほど新規採用計画のある割合が高く、新規学卒者の採用に意欲的であることがうかがえる。

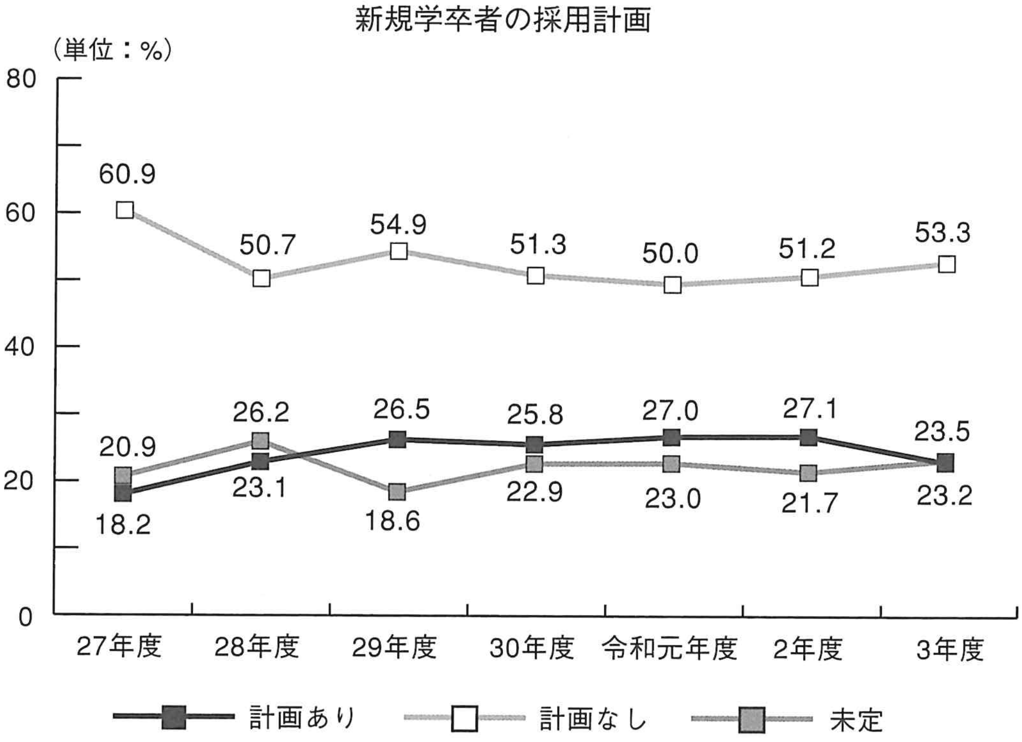

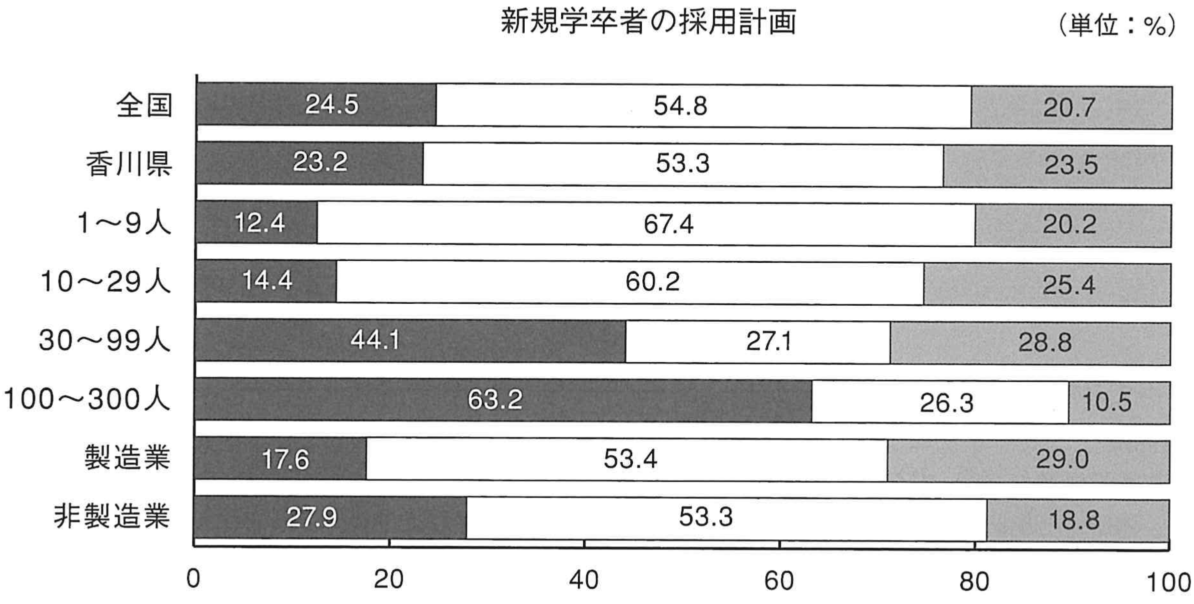

（2）新規学卒者の初任給

令和２年３月卒業の新規学卒者に対して、同年６月に支給した１人当たりの平均所定賃金(税込額)の調査結果は次のとおりである。

（単位：円）※（　）内の数字は、前年との増減額

区分			初任給	香川県	全国
高校卒	技術系	製造業	171,140 (2,958)	176,308 (5,763)	167,170 (1,172)
		非製造業	181,993 (9,267)		
	事務系	製造業	- (-)	167,500 (▲8,128)	163,629 (2,274)
		非製造業	167,500 (▲8,128)		
専門学校卒	技術系	製造業	172,417 (▲5,083)	186,818 (▲789)	180,473 (1,404)
		非製造業	197,620 (7,125)		
	事務系	製造業	- (-)	180,000 (20,000)	174,576 (2,868)
		非製造業	180,000 (-)		
短大卒 （含高専）	技術系	製造業	161,750 (▲27,386)	182,790 (▲2,812)	181,166 (1,419)
		非製造業	188,050 (13,050)		
	事務系	製造業	185,500 (21,500)	181,750 (10,750)	176,977 (316)
		非製造業	178,000 (0)		
大学卒	技術系	製造業	201,283 (2,223)	203,231 (7,184)	202,312 (2,715)
		非製造業	204,400 (11,968)		
	事務系	製造業	196,875 (14,375)	196,756 (6,045)	197,450 (1,113)
		非製造業	196,717 (3,660)		

初任給(高校卒)

初任給 単位:円
格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		1,767	167,170	100.0	461	163,629	100.0	3,487	167,016	100.0	783	164,092	100.0
香 川		21	176,308	105.5	2	167,500	102.4	40	171,982	103.0	3	165,000	100.6
規模別	1～9人	1	180,000	105.5	1	160,000	92.2	1	180,000	105.0	2	160,000	89.1
	1～4人												
	5～9人	1	180,000	103.3	1	160,000	91.4	1	180,000	102.3	2	160,000	88.1
	10～29人	4	180,860	106.8				4	180,860	107.0			
	10～20人	2	182,500	107.6				2	182,500	107.9			
	21～29人	2	179,220	106.1				2	179,220	106.2			
	30～99人	10	181,888	108.7				13	181,337	108.3			
	100～300人	6	163,358	98.6	1	175,000	106.6	22	164,475	99.1	1	175,000	106.5
製造業 計		11	171,140	104.3				18	164,947	100.8			
食料品		1	149,750	94.6				5	149,750	94.6			
繊維工業													
木材・木製品		2	186,000	113.3				2	186,000	113.5			
印刷・同関連		2	163,000	100.0				3	160,667	98.4			
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品		4	174,948	104.7				5	174,258	104.7			
機械器具													
その他		2	167,500	101.7				3	165,000	100.5			
非製造業 計		10	181,993	105.9	2	167,500	102.5	22	177,738	102.7	3	165,000	100.2
情報通信業													
運輸業		1	153,900	84.7				3	153,900	83.8			
建設業		6	184,755	106.1				6	184,755	104.9			
総合工事業		4	187,133	107.4				4	187,133	106.0			
職別工事業													
設備工事業		2	180,000	105.3				2	180,000	105.9			
卸・小売業		3	185,833	110.8	2	167,500	103.2	13	180,000	107.9	3	165,000	100.9
卸売業		1	175,000	102.1	2	167,500	102.6	9	175,000	102.5	3	165,000	99.6
小売業		2	191,250	117.2				4	191,250	118.3			
サービス業													
対事業所サービス業													
対個人サービス業													

初任給（専門学校卒）

初任給　単位:円
格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全　国	479	180,473	100.0	120	174,576	100.0	743	180,820	100.0	157	173,885	100.0
香　川	7	186,818	103.5	1	180,000	103.1	9	186,970	103.4	1	180,000	103.5
規模別 1～9人												
規模別 1～4人												
規模別 5～9人												
規模別 10～29人	2	201,218	111.2				2	201,218	111.4			
規模別 10～20人	2	201,218	110.5				2	201,218	110.7			
規模別 21～29人												
規模別 30～99人	2	194,021	107.1				2	194,021	107.5			
規模別 100～300人	3	172,417	96.1	1	180,000	103.6	5	178,450	98.2	1	180,000	104.4
製造業　計	3	172,417	98.1				5	178,450	101.3			
食料品	1	161,750	94.0				1	161,750	94.5			
繊維工業												
木材・木製品												
印刷・同関連	1	187,500	109.0				3	187,500	108.2			
窯業・土石												
化学工業												
金属・同製品												
機械器具												
その他	1	168,000	91.0				1	168,000	90.8			
非製造業　計	4	197,620	107.4	1	180,000	103.3	4	197,620	107.5	1	180,000	104.0
情報通信業												
運輸業												
建設業	1	201,042	106.8				1	201,042	106.7			
総合工事業	1	201,042	104.1				1	201,042	104.0			
職別工事業												
設備工事業												
卸・小売業	1	187,000	105.3	1	180,000	108.8	1	187,000	106.2	1	180,000	109.1
卸売業				1	180,000	106.6				1	180,000	107.3
小売業	1	187,000	105.1				1	187,000	105.8			
サービス業	2	201,218	112.9				2	201,218	114.3			
対事業所サービス業												
対個人サービス業	2	201,218	114.9				2	201,218	116.4			

初任給（短大・高専卒）

初任給　単位：円
格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全国	204	181,166	100.0	96	176,977	100.0	259	181,086	100.0	121	176,579	100.0
香川	5	182,790	100.9	2	181,750	102.7	5	182,790	100.9	3	183,000	103.6
規模別 1～9人												
規模別 1～4人												
規模別 5～9人												
規模別 10～29人												
規模別 10～20人												
規模別 21～29人												
規模別 30～99人	3	190,733	104.0	1	185,500	105.8	3	190,733	104.0	2	185,500	106.1
規模別 100～300人	2	170,875	95.1	1	178,000	100.6	2	170,875	95.3	1	178,000	100.6
製造業 計	1	161,750	90.9	1	185,500	103.6	1	161,750	90.8	2	185,500	103.4
食料品	1	161,750	94.6				1	161,750	94.3			
繊維工業												
木材・木製品												
印刷・同関連				1	185,500	105.6				2	185,500	104.6
窯業・土石												
化学工業												
金属・同製品												
機械器具												
その他												
非製造業 計	4	188,050	101.6	1	178,000	101.4	4	188,050	101.9	1	178,000	101.7
情報通信業												
運輸業												
建設業	3	188,400	98.4				3	188,400	99.2			
総合工事業	3	188,400	95.6				3	188,400	95.5			
職別工事業												
設備工事業												
卸・小売業	1	187,000	101.9	1	178,000	102.3	1	187,000	101.6	1	178,000	101.9
卸売業				1	178,000	100.7				1	178,000	100.7
小売業	1	187,000	101.5				1	187,000	102.7			
サービス業												
対事業所サービス業												
対個人サービス業												

初任給（大学卒）

初任給　単位：円
格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全　国	712	202,312	100.0	559	197,450	100.0	1,447	203,406	100.0	1,164	198,430	100.0
香　川	8	203,231	100.5	8	196,756	99.6	17	198,932	97.8	14	195,557	98.6
規模別　1～9人												
1～4人												
5～9人												
10～29人	1	220,000	109.5				1	220,000	108.4			
10～20人												
21～29人	1	220,000	107.9				1	220,000	107.5			
30～99人	4	203,213	100.6	2	207,500	104.4	6	199,475	98.3	2	207,500	104.0
100～300人	3	197,667	97.4	6	193,175	97.9	10	196,500	96.4	12	193,567	97.5
製造業　計	3	201,283	100.2	2	196,875	99.7	7	196,550	97.4	3	195,833	98.6
食料品				1	200,000	103.2				1	200,000	102.3
繊維工業												
木材・木製品												
印刷・同関連	1	193,000	104.0	1	193,750	100.5	5	193,000	102.7	2	193,750	100.0
窯業・土石	1	220,000	109.7				1	220,000	110.4			
化学工業												
金属・同製品	1	190,850	94.6				1	190,850	94.5			
機械器具												
その他												
非製造業　計	5	204,400	100.3	6	196,717	99.6	10	200,600	98.1	11	195,482	98.6
情報通信業												
運輸業				1	189,300	99.1				1	189,300	100.0
建設業	3	210,000	100.4	1	170,000	83.9	6	205,000	97.6	2	170,000	83.2
総合工事業	1	230,000	108.9				1	230,000	107.5			
職別工事業	1	200,000	94.1	1	170,000	84.3	4	200,000	94.7	2	170,000	82.8
設備工事業	1	200,000	98.5				1	200,000	99.3			
卸・小売業	2	196,000	97.9	3	200,333	101.8	4	194,000	96.3	7	200,143	101.8
卸売業	1	200,000	99.4	3	200,333	100.8	1	200,000	98.8	7	200,143	101.3
小売業	1	192,000	97.4				3	192,000	97.0			
サービス業				1	220,000	115.8				1	220,000	111.6
対事業所サービス業												
対個人サービス業				1	220,000	119.3				1	220,000	118.5

（注）

新規学卒者の初任給は、採用した人数及び１人当たり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（１事業所当たり）及び加重平均（採用者１人当たり）の両方を示しています。

単純平均は、事業所ごとの１人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。

加重平均は、各事業所の１人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数です。

5. 高年齢者の雇用

（１）６０歳以上の高年齢者の雇用状況

６０歳以上の高年齢者の雇用状況について、「雇用している」と回答した事業所は、８０．６％(全国平均８０．５％)であった。

また、規模別にみると、「１００～３００人」では１００％であるのに対し、「１～９人」では５１．７％となっている。

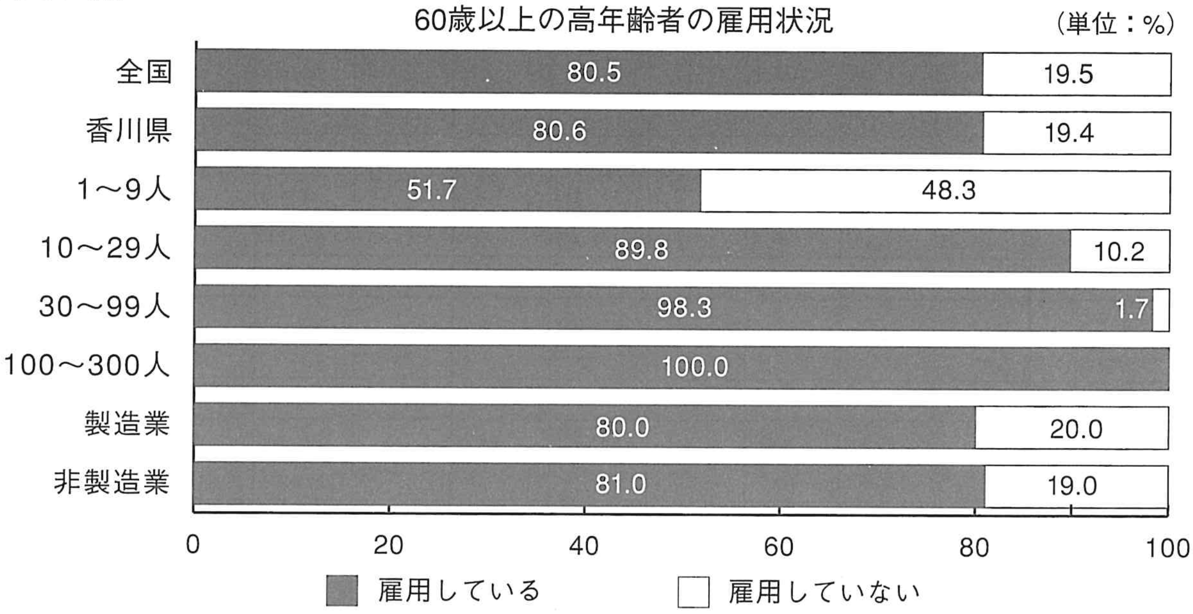

（２）高年齢者雇用措置として講じた内容

高年齢者雇用措置として講じた内容は、「再雇用など継続雇用制度を導入した」が６７．０％で最も高く、次いで「定年を６５歳以上に引き上げた」が２４．９％であった。

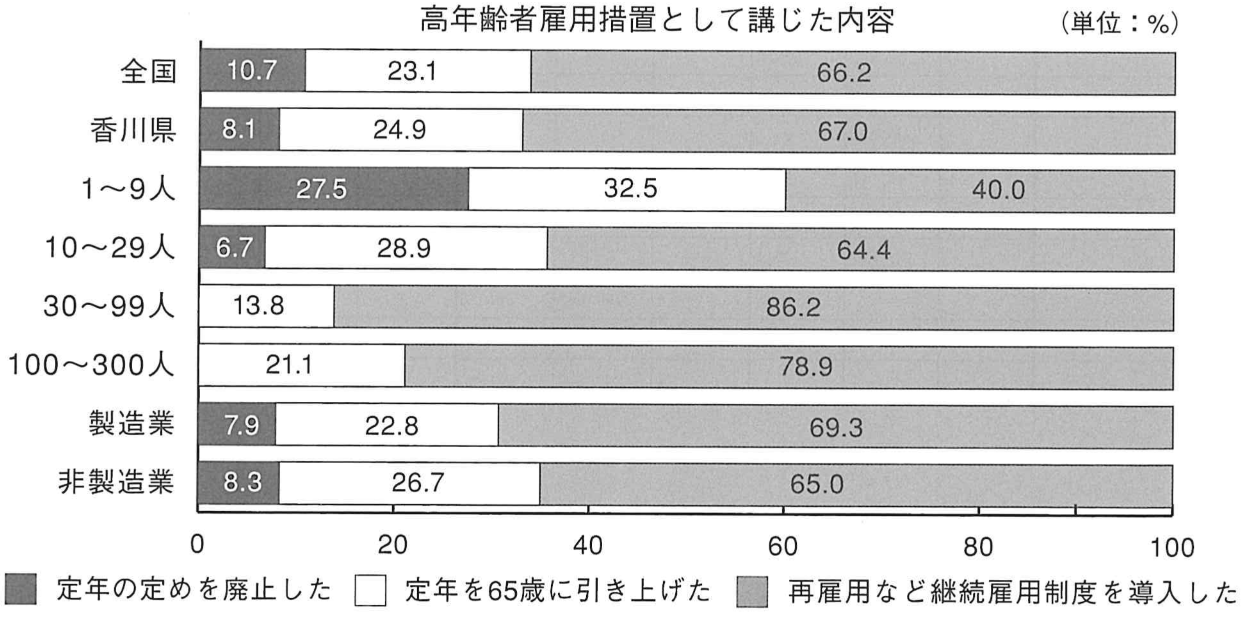

ワンポイントメモ

高年齢者雇用確保措置　・・・定年年齢を６５歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の６５歳までの安定した雇用を確保するため、「６５歳までの定年の引上げ」「６５歳までの継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を実施する必要があります。

（高年齢者雇用安定法第９条）

（3）高年齢者の労働条件（６０歳前と比べた場合）

賃金は、「個人による」が４１．３％と最も多かった。

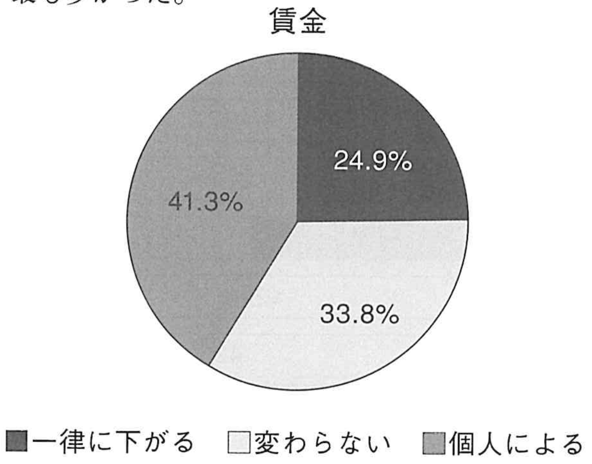

役職は、「変わらない」が４６．６％と最も多かった。

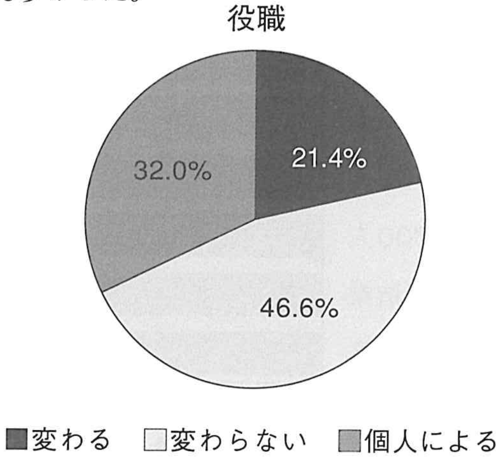

仕事の内容は、「変わらない」が５５．８％と最も多かった。

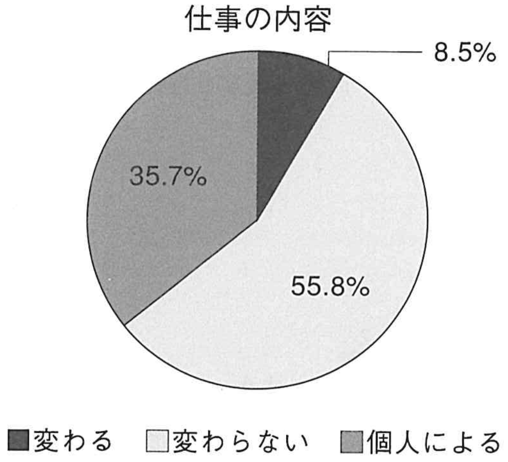

１日の労働時間は、「変わらない」が６２．７％と最も多かった。

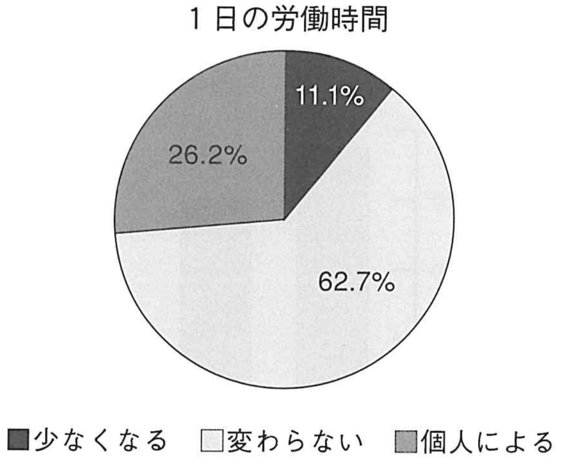

週の労働時間は、「変わらない」が６２．２％と最も多かった。

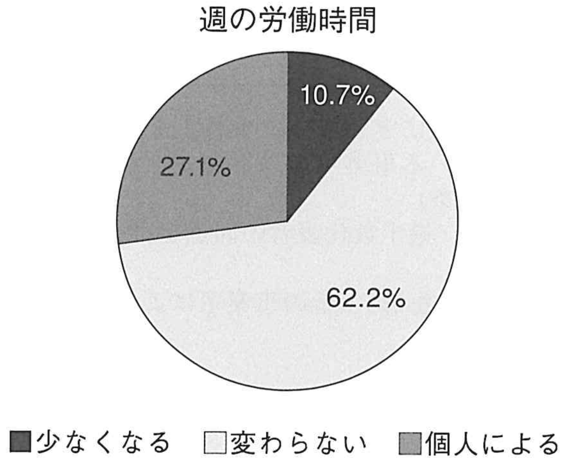

（４）高年齢者就業確保措置新設についての把握状況

高年齢者就業確保措置の新設についての把握状況は、「把握している」が５６．０％であった。

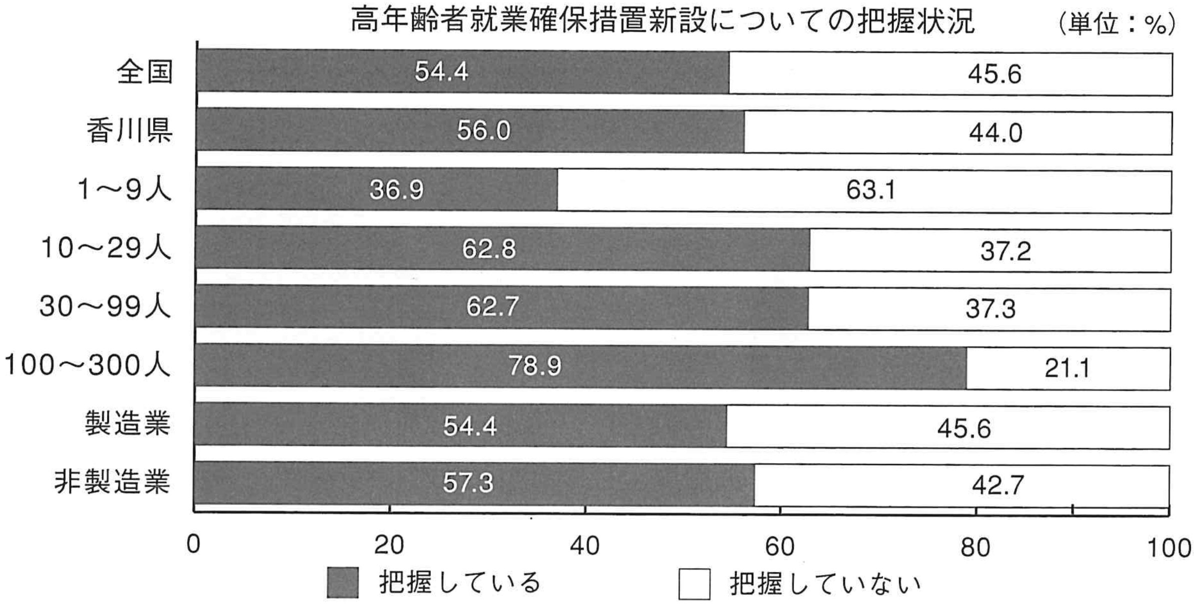

（５）高年齢者就業確保措置のために講じる予定

高年齢者就業確保措置のために講じる予定は、「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」が３７．４％で最も高く、次いで「７０歳までの継続雇用制度の導入」が２９．９％、「７０歳までの定年引上げ」、「７０歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入」が１０．２％の順であった。

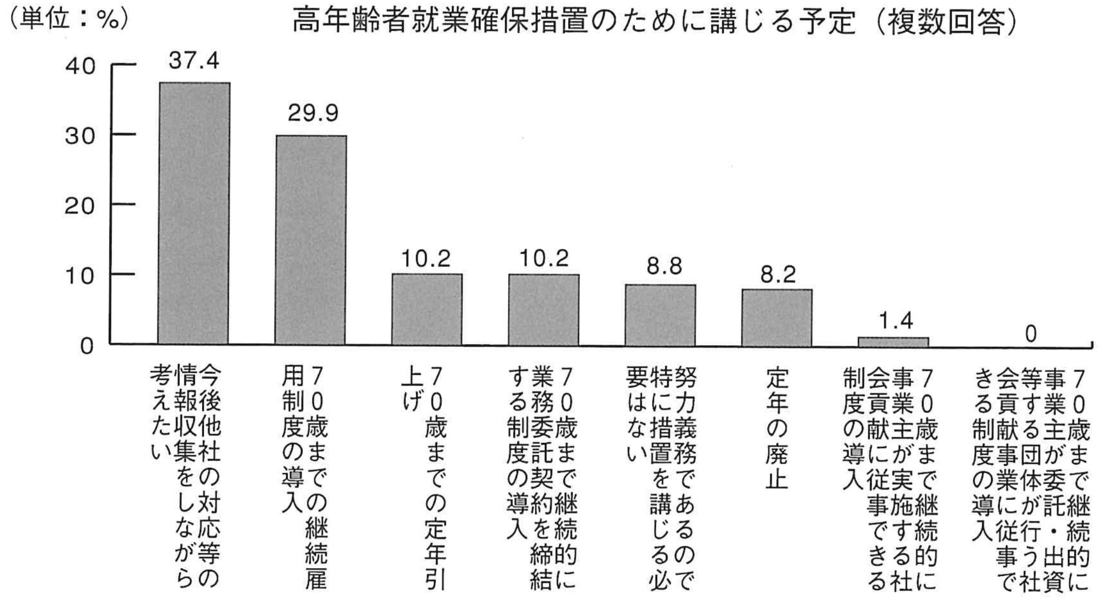

ワンポイントメモ

高年齢者就業確保措置　･･･定年年齢を６５歳以上７０歳未満に定めている事業主又は継続雇用制度（７０歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は以下のいずれかの措置を講ずるよう努める必要があります。（高年齢者雇用安定法第１０条）

※ただし、創業支援等措置（４．５）については過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入。

１．７０歳まで定年年齢を引き上げ
２．７０歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入（他の事業主によるものを含む）
３．定年制を廃止
４．７０歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
５．７０歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
　a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
　b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

6. 新型コロナウイルス感染拡大による影響

（1）経営への影響

経営への影響については、「売上高の減少」が７０．３％で最も高く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」５７．２％、「営業活動等の縮小」３４．６％、「休業の実施」２４．７％の順であった。

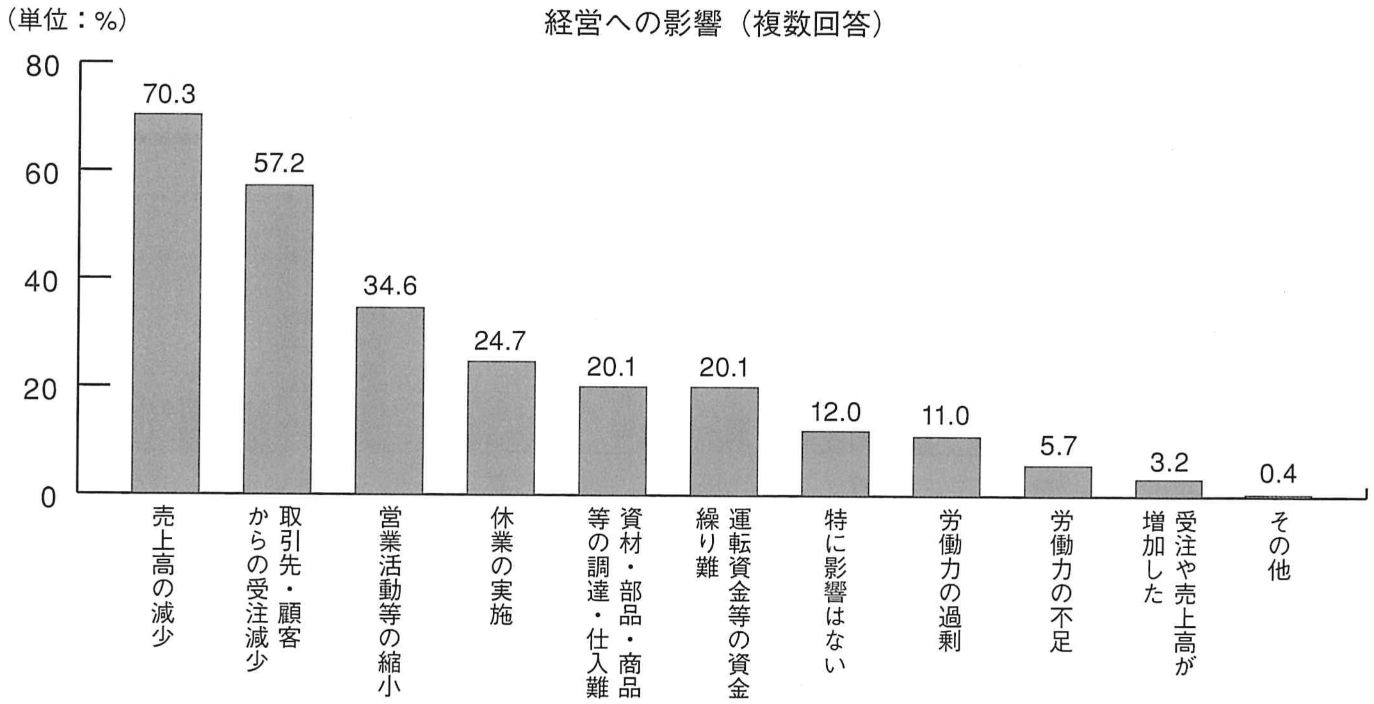

（２）雇用環境の変化

従業員等の雇用環境の変化については、「特に変化はない」が４５．３％で最も高く、次いで「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が２７．４％、「労働日数を減らした従業員がいる」が２４．８％、「休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる」が１３．１％の順であった。

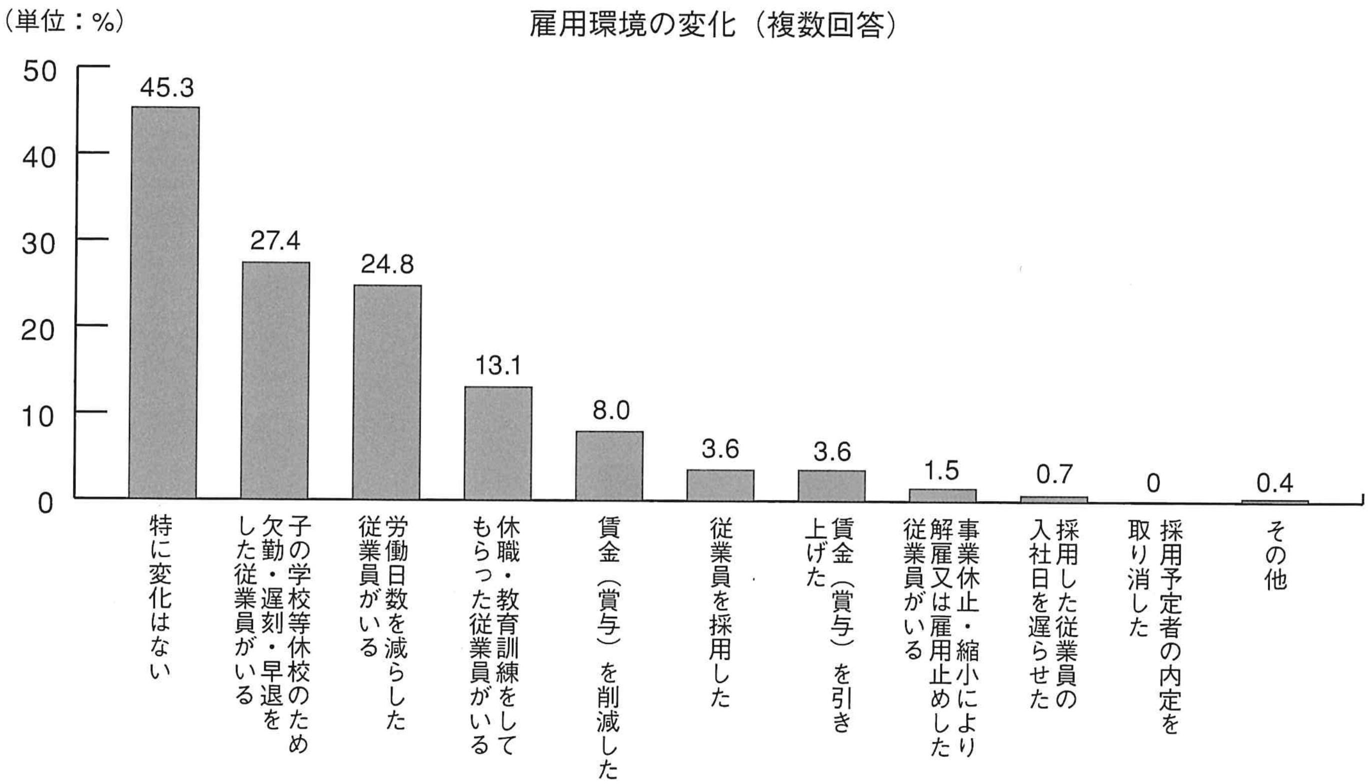

（３）労働環境の整備

従業員の労働環境の整備については、「特に整備していない」が５５．８％で最も高かった。

規模別にみると、「１００～３００人」の事業所で、「時差出勤の導入」が６８．４％、「テレワークの導入」が５７．９％と高く、新型コロナウイルス感染拡大への対策に積極的であることがうかがえる。

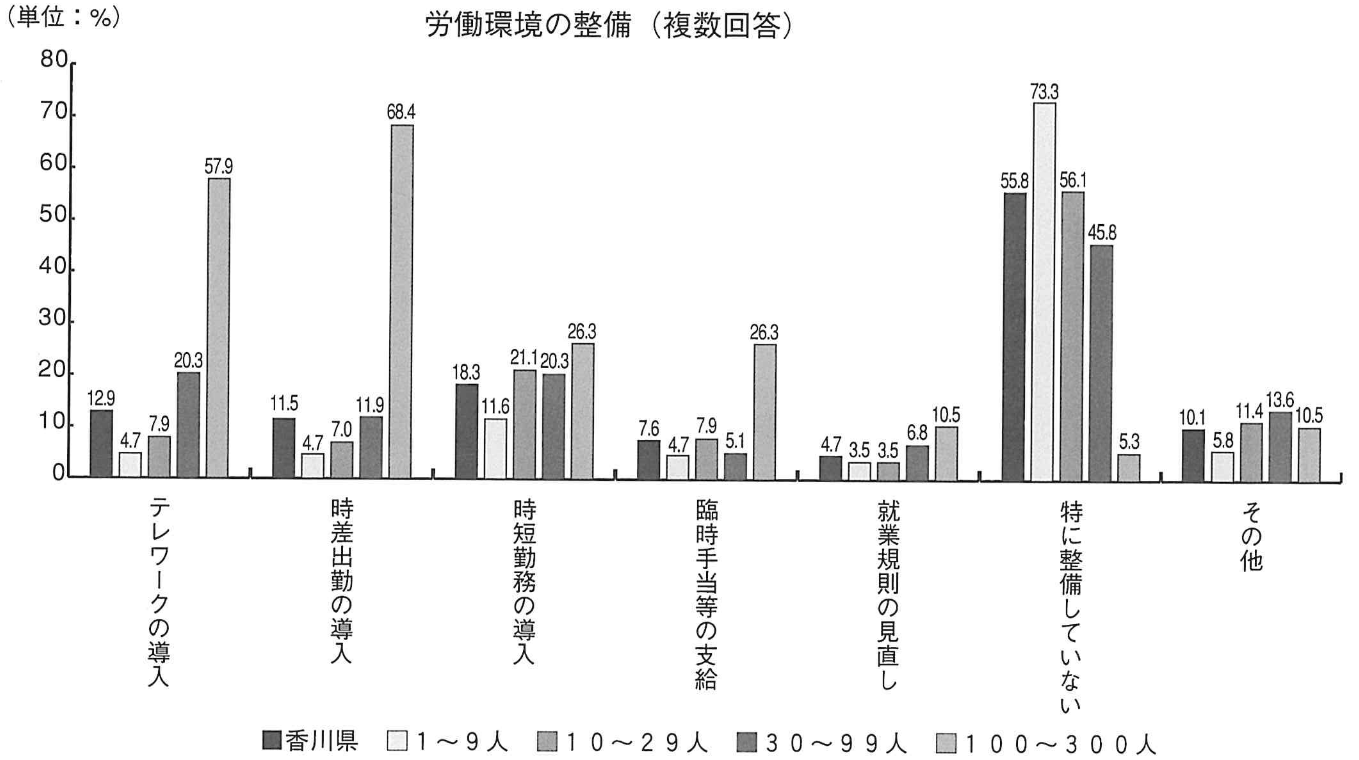

（４）雇用維持等のために活用した助成金

雇用維持等のために活用した助成金については、「活用していない」が４３．３％で最も高く、次いで「持続化給付金」が３４．０％、「雇用調整助成金」が３１．７％の順であった。

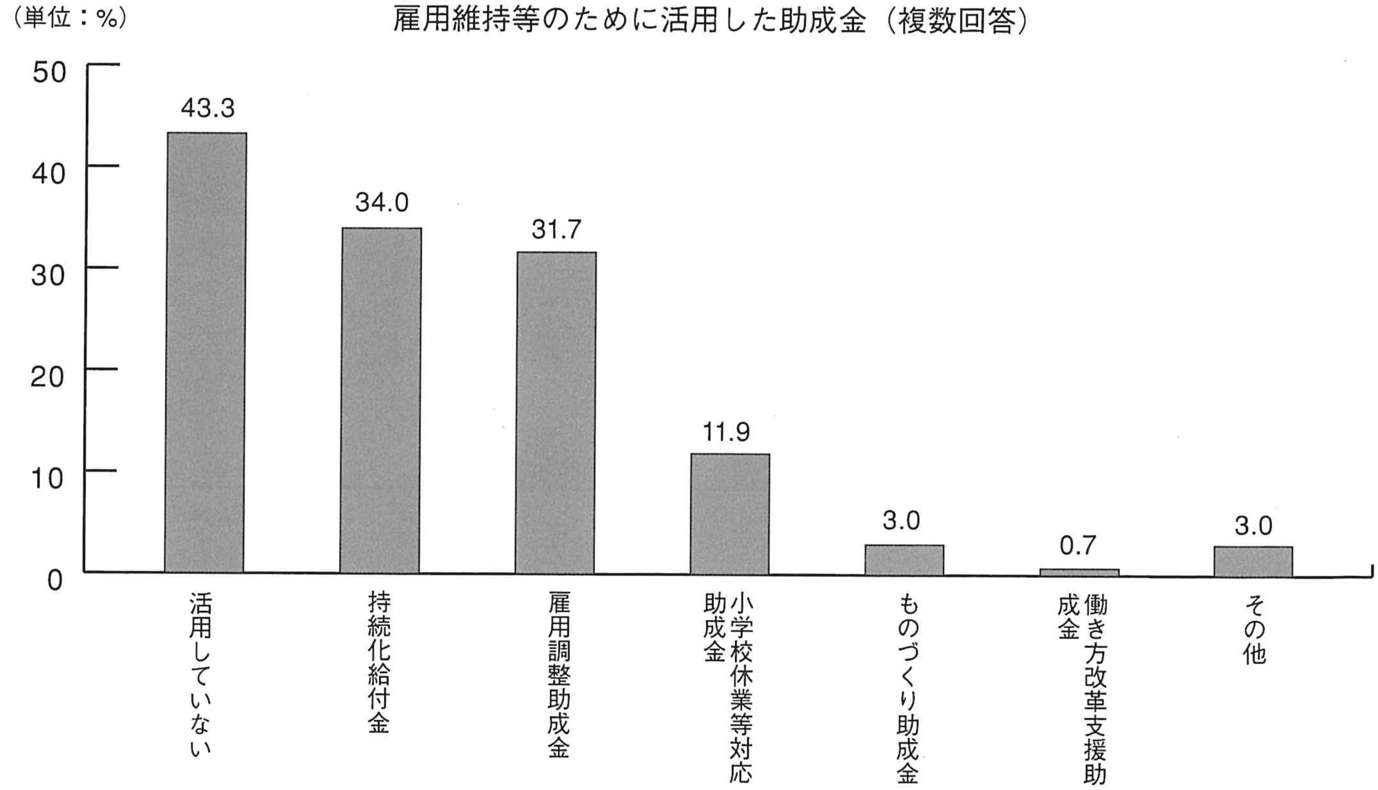

7. 賃金改定

（1）賃金改定実施状況

令和２年１月１日から同年７月１日までの間の賃金改定実施状況については、「引上げた」、「７月以降引上げる予定」が、合わせて４１．５％であり、昨年（６１．２％）より１９．７ポイント減少した。また、「引下げた・７月以降引下げる予定」は１．８％であり、昨年（０．８％）より１．０ポイント増加した。

規模別にみると、「１００～３００人」の事業所で８９．４％が、「引上げた」と回答したのに対し、「１～９人」では２８．５％で、その差は６０．９ポイントとなっており、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業で「引上げた」が４１．１％、非製造業では３０．１％であった。

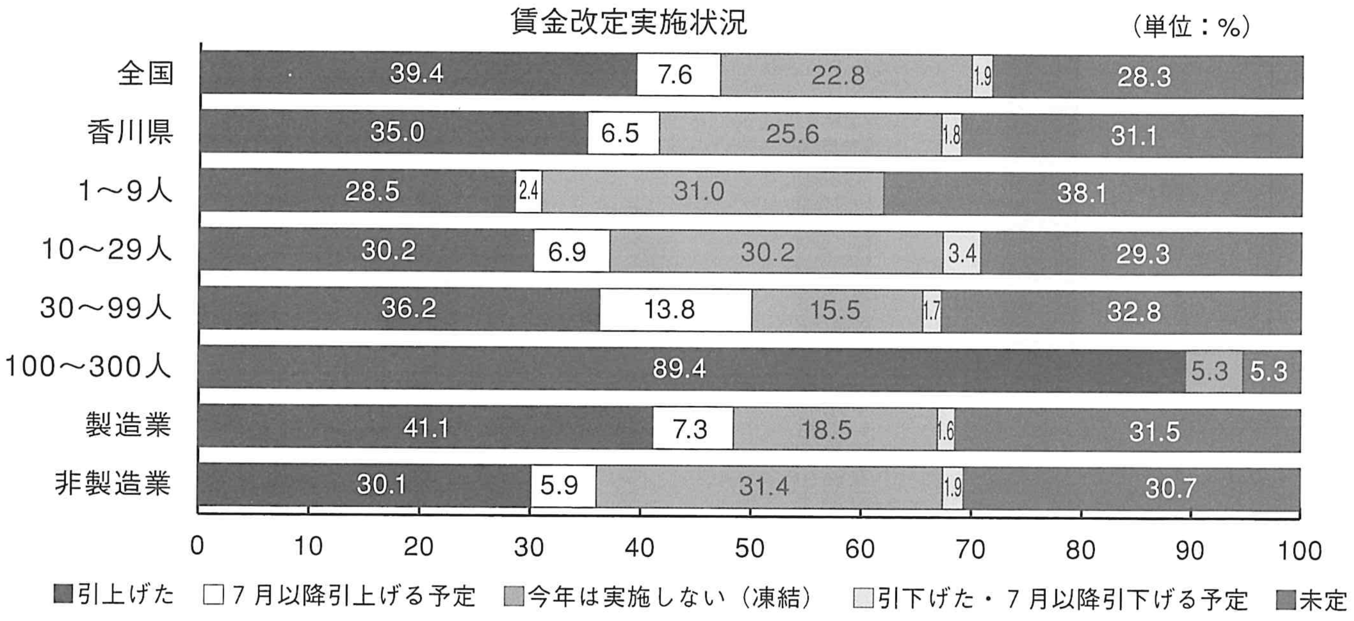

（2）平均昇給額・昇給率

令和２年１月から同年７月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した８８事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が６，６７７円（対前年比マイナス７０４円）、平均昇給率は２．６４％（対前年比マイナス０．３７ポイント）となっている。

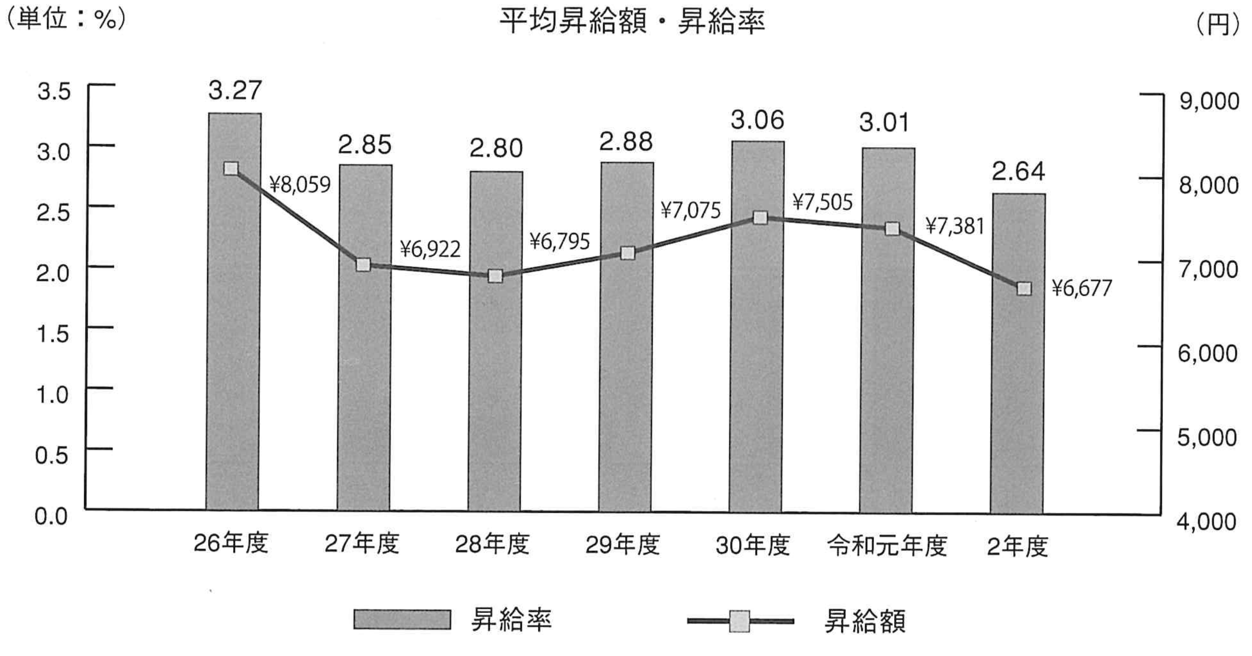

（３）賃金改定の内容

賃金改定の内容は、「定期昇給」が６５．５％で最も高く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が２９．１％、「ベースアップ」が１５．５％となり、特に「定期昇給」が、昨年（５９．７％）より５．８ポイント増加した。

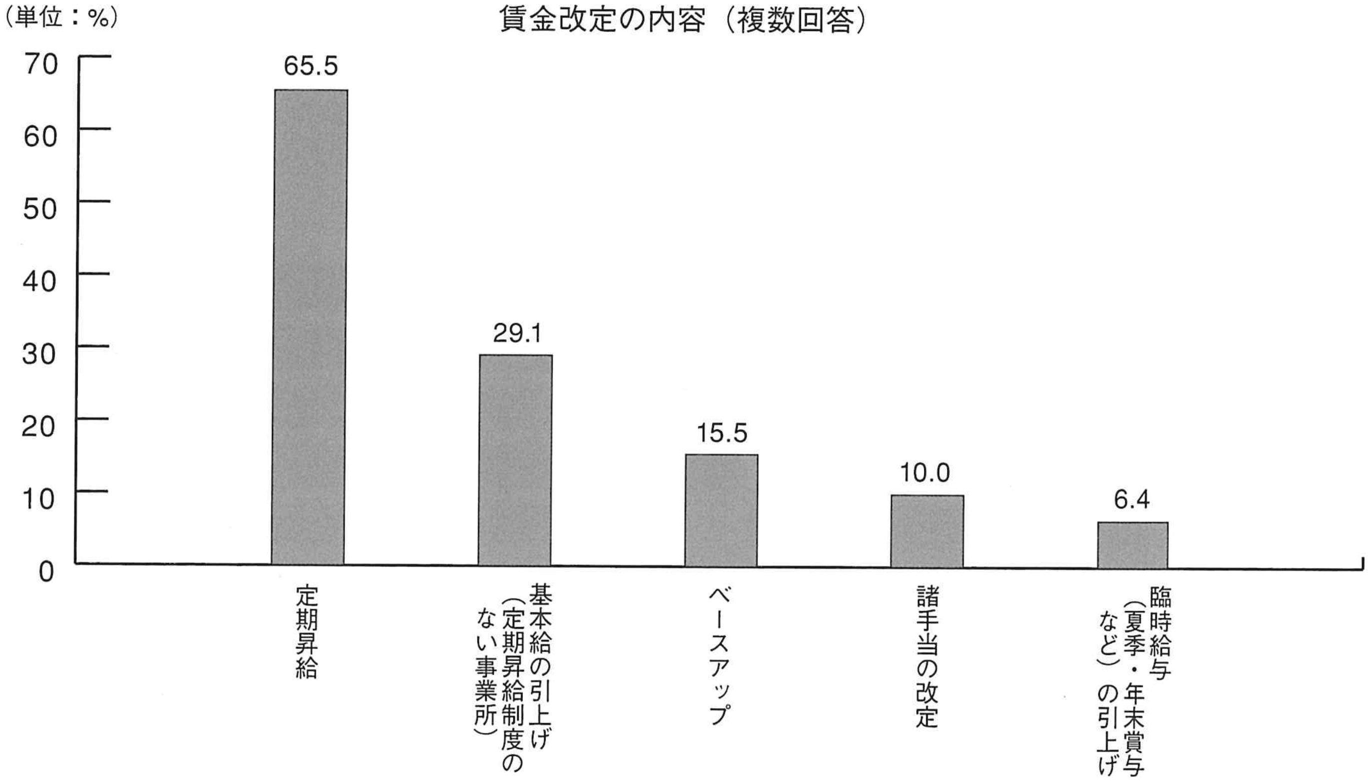

（４）賃金改定の決定要素

賃金改定の決定要素は、「労働力の確保・定着」が60．4%と最も高く、次いで「企業の業績」が59．5%、「労使関係の安定」が27．0%の順となり、「労働力の確保・定着」が、昨年（60．3%）より0．1ポイント増加し、「企業の業績」を上回った。

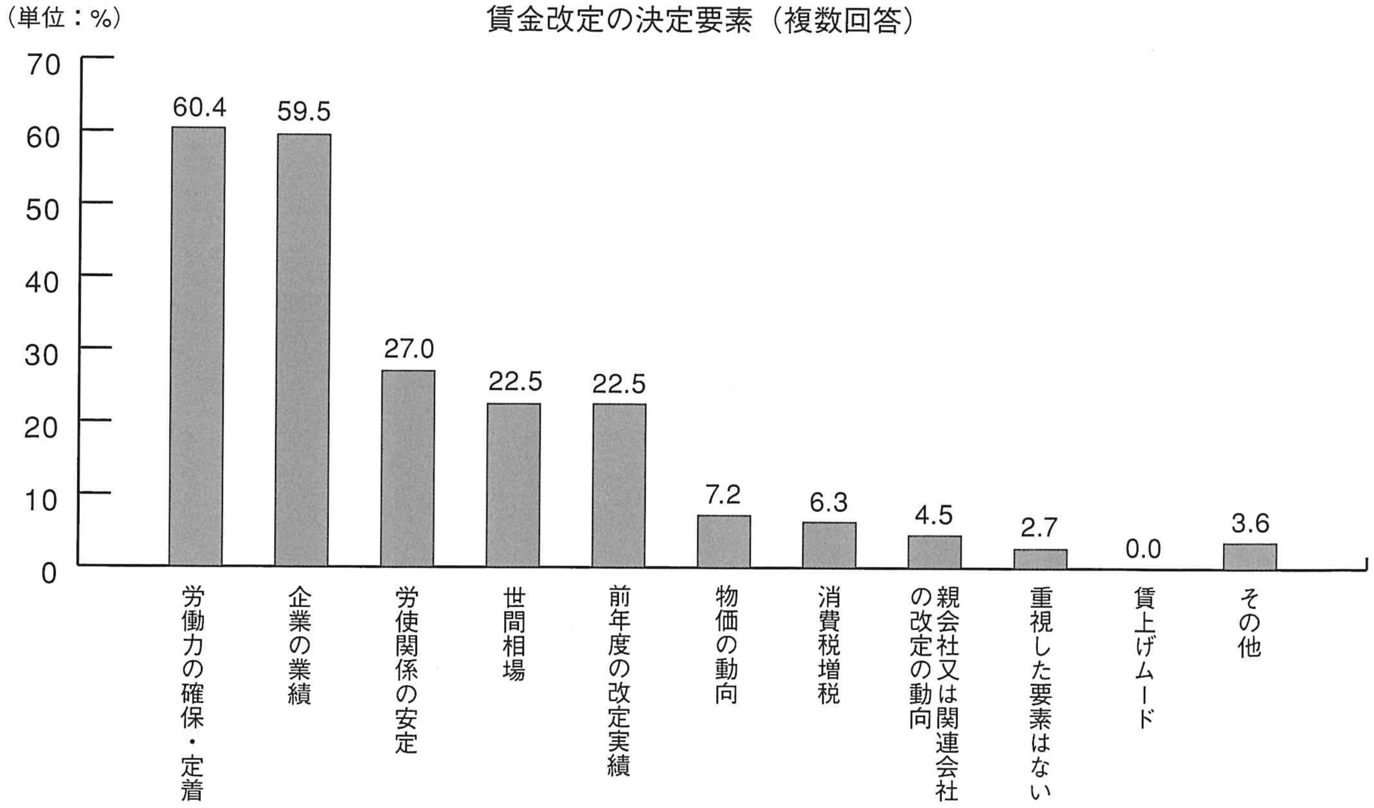

（都道府県コード）（事業所コード）（地域コード）

3	7						

（左欄は記入しないでください。）

令和２年６月 ㊙

令和２年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することといたしました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和２年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和２年７月１日　　調査締切：令和２年７月２０日

記入についてのお願い

◇秘密の厳守　調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。

◇ご記入方法　質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。（7月1日現在でご記入ください。）

◇お問合せ先　調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せは、下記までお願いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

香川県中小企業団体中央会　総務企画部連携支援課
〒760-8562　高松市福岡町２丁目２番２－４０１号
香川県産業会館４階
電話 087-851-8311　FAX 087-822-4377

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所　在　地	（〒　　－　　　）	電話番号	－　　－
		FAX 番号	－　　－

業　種
（最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.～19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください）

1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
2. 繊維工業
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業
4. 印刷・同関連業
5. 窯業・土石製品製造業
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業
10. 情報通信業
（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）
11. 運輸業
12. 総合工事業
13. 職別工事業（設備工事業を除く）
14. 設備工事業
15. 卸売業
16. 小売業
17. 対事業所サービス業
（物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介･労働者派遣業、その他の事業サービス業等）
18. 対個人サービス業
19. その他
（具体的に：　　　　　　）

設問１）現在の従業員数についてお答えください。

① 令和２年７月１日現在の形態別の従業員数（役員を除く）を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した＝増」「変わらない＝不変」「減少した＝減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託･契約社員	その他	合計
男性	人	人	人	人	人	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減

（うち常用労働者）

	常用労働者数
男性	人
前年比	増・不変・減
女性	人
前年比	増・不変・減

〔注〕(1)「パートタイマー」とは、１日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または１日の所定労働時間は同じでも１週の所定労働日数が少ない者です。
(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
① 期間を決めずに雇われている者、または１ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
② 日々または１ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、５月、６月にそれぞれ１８日以上雇われた者
③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問２）経営についてお答えください。

① 現在の経営状況は１年前と比べていかがですか。（１つだけに○）

１．良い　　２．変わらない　　３．悪い

② 現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。（１つだけに○）

１．強化拡大　　２．現状維持　　３．縮小　　４．廃止　　５．その他（　　　）

③ 現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。（３つ以内に○）

１．労働力不足（量の不足）	２．人材不足（質の不足）	３．労働力の過剰
４．人件費の増大	５．販売不振・受注の減少	６．製品開発力・販売力の不足
７．同業他社との競争激化	８．原材料・仕入品の高騰	９．製品価格（販売価格）の下落
10．納期・単価等の取引条件の厳しさ	11．金融・資金繰り難	12．環境規制の強化

④ 経営上の強みはどのようなところにありますか。（３つ以内に○）

１．製品・サービスの独自性	２．技術力・製品開発力	３．生産技術・生産管理能力
４．営業力・マーケティング力	５．製品・サービスの企画力・提案力	６．製品の品質・精度の高さ
７．顧客への納品・サービスの速さ	８．企業・製品のブランド力	９．財務体質の強さ・資金調達力
10．優秀な仕入先・外注先	11．商品・サービスの質の高さ	12．組織の機動力・柔軟性

設問３）従業員の労働時間についてお答えください。

① 従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の週所定労働時間は何時間ですか（残業時間、休憩時間は除く）。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答えください。（１つだけに○）

１．38時間以下　　２．38時間超40時間未満　　３．40時間　　４．40時間超44時間以下

〔注〕(1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

② 令和元年の従業員１人当たりの月平均残業時間（時間外労働・休日労働）をご記入ください。（小数点以下四捨五入）

従業員１人当たり　月平均残業時間　１．［　　］時間　　２．なし

設問４）従業員の有給休暇についてお答えください。

① 令和元年の従業員１人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。（付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下、四捨五入）

従業員１人当たり　平均付与日数［　　］日　　従業員１人当たり　平均取得日数［　　］日

（当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く）

設問５）新規学卒者の採用についてお答えください。

① 令和２年３月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。（どちらかに○）

１．あった　　２．なかった

↓※　１．に○をした事業所は①－１の質問にお答えください。

①－１ 令和２年３月新規学卒者（採用及び採用予定）についてご記入ください。

学卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	１人当たり平均初任給額（令和２年６月支給額）
高校卒	技術系	人	人	， 円
	事務系	人	人	， 円
専門学校卒	技術系	人	人	， 円
	事務系	人	人	， 円
短大卒（含高専）	技術系	人	人	， 円
	事務系	人	人	， 円
大学卒	技術系	人	人	， 円
	事務系	人	人	， 円

〔注〕(1) 令和２年６月の１ヵ月間に支給した１人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額）をご記入ください。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程（２年制以上）を卒業した者を対象としてください。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

② 令和３年３月の新規学卒者の採用計画はありますか。（１つだけに○）

1．ある　　2．ない　　3．未定

↓※1．に○をした事業所は②－１の質問にお答えください。

②－１ 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1．高校卒 [　　] 人　2．専門学校卒 [　　] 人　3．短大卒（含高専）[　　] 人　4．大学卒 [　　] 人

設問６）高年齢者の雇用についてお答え下さい。

① 60 歳以上の高年齢者を雇用していますか。（どちらかに○）

1．雇用している　　2．雇用していない

↓※ 1．に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置（定年を 65 歳まで引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応）が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。（１つだけに○）

1．定年の定めを廃止した　　2．定年を６５歳以上に引き上げた　　3．再雇用など継続雇用制度を導入した

③ 高年齢者の労働条件は、60 歳前と比べてどのようになりましたか。（それぞれ１～３の中で１つだけに○）

賃金			役職			仕事の内容			1日の労働時間			週の労働日数		
一律に下がる	変わらない	個人による	変わる	変わらない	個人による	変わる	変わらない	個人による	少なくなる	変わらない	個人による	少なくなる	変わらない	個人による
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

④ 令和３年４月１日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高年齢者の７０歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます(以下:「高年齢者就業確保措置」といいます。)。貴事業所では高年齢者就業確保措置の新設を把握していましたか。（どちらかに○）

1．把握している　　2．把握していなかった

↓※ 1．に○をした事業所は⑤の質問にお答えください。

⑤ 高年齢者就業確保措置のために、貴事業所ではどのような措置を講じる予定ですか。（該当するすべてに○）

1．７０歳までの定年引上げ　　2．７０歳までの継続雇用制度の導入(他事業主による場合を含む)
3．定年の廃止　　4．７０歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5．７０歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献に従事できる制度の導入
6．７０歳まで継続的に事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入
7．努力義務であるので特に措置を講じる予定はない　　8．今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい

設問７）新型コロナウイルス感染拡大による影響についてお答え下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の経営への影響についてお答えください。（該当するすべてに○）

1．労働力の不足　　2．労働力の過剰　　3．資材・部品・商品等の調達・仕入難　　4．売上高の減少
5．取引先・顧客からの受注減少　　6．営業活動等の縮小　　7．運転資金等の資金繰り難　　8．休業の実施
9．受注や売上高が増加した　　10. 特に影響はない　　11. その他（　　　　）

② 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。（該当するすべてに○）

1．休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる　　2．労働日数を減らした従業員がいる
3．子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退をした従業員がいる
4．事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる　　5．採用した従業員の入社日を遅らせた
6．採用予定者の内定を取り消した　　7．従業員を採用した　　8．賃金(賞与)を削減した
9．賃金（賞与）を引き上げた　　10．特に変化はない　　11．その他(　　　　)

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、貴事業所で実施した従業員の労働環境の整備について、お答えください。（該当するすべてに○）

1．テレワークの導入　　2．時差出勤の導入　　3．時短勤務の導入　　4．臨時手当等の支給
5．就業規則の見直し　　6．特に整備していない　　7．その他(　　　　)

④ 新型コロナウイルス感染拡大により、貴事業所が従業員の雇用維持等のために活用（申請）した助成金についてお答えください。（該当するすべてに○）

1．雇用調整助成金	2．働き方改革支援助成金	3．小学校休業等対応助成金	4．持続化給付金
5．ものづくり補助金	6．活用していない	7．その他（　　　　　　　）	

※ 特別定額給付金等の従業員個人へ給付されるものについては、除いてご回答ください。

設問８）賃金改定についてお答えください。

① 令和２年１月１日から令和２年７月１日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。（１つだけに○）

1．引上げた	2．引下げた	3．今年は実施しない（凍結）
4．７月以降引上げる予定	5．７月以降引下げる予定	6．未　定

※ 1．～3．に○をした事業所は下記の①－１の質問にお答えください。

↓

①－１ 賃金改定（引上げ・引下げ・凍結）を実施した対象者の総数と従業員１人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金（通勤手当を除く）及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員１人当たり（月額）		
	改定前の平均所定内賃金（A）	改定後の平均所定内賃金（B）	平均引上げ・引下げ額（C）
人	，　円	，　円	，　円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金（A）」「改定後の平均所定内賃金（B）」「平均引上げ・引下げ額（C）」の関係は次のとおりです。
- 「1．引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はプラス額になります。
- 「2．引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はマイナス額になります。
- 「3．今年は実施しない（凍結）」事業所は、(B)－(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額（C）」は「0」になります。

(2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です（１ページ目の設問１の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です）。
(3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
(4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
(5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表

現金給与総額
- 定期給与
  - 所定内賃金
    - （固定部分）基本給（年齢給、職能給、職務給、勤続給）、役付手当、技能手当、特殊勤務手当、家族手当、住宅手当、食事手当など
    - （変動部分）精勤手当、生産手当、能率手当など
  - 所定外賃金（超過勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、深夜勤手当など）
- 臨時給与（夏季・年末賞与など）

※ ①において１．または４．に○をした事業所及び臨時給与を引上げた事業所は②、③の質問にお答えください。

↓

② 賃金改定（引上げ・７月以降引上げ予定）の内容についてお答えください。（該当するすべてに○）

1．定期昇給	2．ベースアップ	3．基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）
4．諸手当の改定	5．臨時給与（夏季・年末賞与など）の引上げ	

〔注〕(1)「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
(2)「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定（引上げ・７月以降引上げ予定）の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。（該当するすべてに○）

1．企業の業績	2．世間相場	3．労働力の確保・定着	4．物価の動向	5．労使関係の安定
6．親会社又は関連会社の改定の動向		7．前年度の改定実績	8．賃上げムード	9．消費税増税
10．重視した要素はない		11．その他（　　　　　　）		

設問９）労働組合の有無についてお答えください。（どちらかに○）

1．あ　る	2．な　い

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないか再度お確かめのうえ、7月20日までにご返送ください。